



薬 第 1 5 5 8 号
令和 4 年 6 月 28 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和4年6月28日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) 2—（エチルアミノ）—2—（3—メチルフェニル）シクロヘキサン—1—オン及びその塩類

【通称名】 DMXE、Deoxymethoxetamine

(2) N, N—ジエチル—2—{ [5—ニトロ—2—（4—プロポキシフェニル）メチル] —1H—ベンゾ [d] イミダゾール—1—イル} エタナミン及びその塩類

【通称名】 Protonitazene

(3) 1—(シクロブチルメチル)—N—(2—フェニルプロパン—2—イル)—
1H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類

【通称名】CUMYL—CBMICA

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和4年6月29日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078 (直通)
FAX: 06-6944-6701